

専門工事企業の施工能力の見える化評価制度に関する告示（案）に関する  
意見募集について

令和 2 年 1 月 2 9 日  
国土交通省土地・建設産業局

国土交通省では、別紙のとおり、専門工事企業の施工能力の見える化評価制度に関する告示の制定を検討していますので、下記の要領にて広く国民の皆様のご意見を募集いたします。お寄せいただいたご意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

〈意見募集要領〉

1. 意見募集の対象

専門工事企業の施工能力の見える化評価制度に関する告示（案）について（別紙参照）

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント：意見募集中案件一覧」に掲載するほか、国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課において資料を配布します。

3. 意見募集期間

令和 2 年 1 月 2 9 日（水）から令和 2 年 2 月 2 8 日（金）まで（必着）

4. 意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますのでご了承ください。

①インターネットの場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームをご利用ください。

②電子メールの場合

テキスト形式でお願いします。

メールアドレス：hqt-mieruka@gxb.mlit.go.jp

③FAXの場合

FAX番号：03-5253-1555

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業  
振興室あて

④郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業  
振興室あて

#### 5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただきます可能性がありますので、予めご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

#### 6. お問い合わせ先

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業  
振興室あて

電話番号：03-5253-8111（内線24814、24816）

(意見提出様式)

国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室あて

専門工事企業の施工能力の見える化評価制度に関する告示（案）に対する意見

1. 氏名（法人又は団体の場合は名称）
2. 住所（法人又は団体の場合は所在地）
3. 電話番号
4. 電子メールアドレス
5. 意見  
（該当箇所）

（意見）

専門工事企業の施工能力の見える化評価制度に関する告示（案）について

令和 2 年 1 月  
国土交通省  
土地・建設産業局

1. 告示の目的

建設業は、地域のインフラ整備等の担い手であると同時に、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や経済活動を支える大きな役割を担っている。

人口減少や高齢化が進む中、建設産業は他産業と比較して高齢者が多い産業構造となっており、近い将来において、これらの高齢者の大量離職が見込まれる状況にある。建設業が引き続き重要な役割を果たしていくためには、将来の建設業を支える担い手の確保が急務となっている。

こうした中、平成31年4月から、技能者の保有資格や就業履歴を業界横断・統一のルールで登録・蓄積する仕組みである建設キャリアアップシステムの本運用が開始された。このシステムによって、これまで客観的な把握・可視化が困難であった建設技能者一人ひとりの経験や技能について、業界横断的かつ業界統一のルールで把握するとともに、客観的かつ継続的に蓄積・確認することが可能になることが期待されている。

また、同年4月から、建設キャリアアップシステムに蓄積される情報を活用し建設技能者の技能を評価する、建設技能者の能力評価制度が開始されたところである。

こうした状況を踏まえ、建設キャリアアップシステムや建設技能者の能力評価制度を活用し、施工能力等の高い専門工事企業が適正に評価されるための環境を整備することにより、業界に対する安心感を醸成することで、将来の建設業の担い手の確保・育成を目的とする。

2. 告示の内容

専門工事企業の施工能力の見える化評価を適正に実施するため、見える化評価基準の認定や取消し、見える化評価実施規程の届出、見える化評価実施機関からの報告の徴収等、必要な事項を定める。

3. 今後の予定

公布日：令和2年3月中（予定）

施行期日：令和2年4月1日（予定）

- 専門工事企業の施工能力等の見える化（見える化）は、人を大切にし、施工能力等の高い専門工事企業が適正に評価され、選ばれる環境が整備されることにより、建設技能者の処遇改善や人材への投資が促進され、業界に対する安心感（不良不適格業者の排除）が熟成されるための仕組みを構築するために行う。
- 評価においては、建設キャリアアップシステム（CCUS）、技能者の能力評価のレベル判定システム等と連携して行う。

専門工事業団体等

国土交通省

○見える化評価実施機関については、原則、能力評価基準の評価実施機関が企業評価を行う。

- 評価機関の認定
- 見える化の評価結果を国交省HPで公表

評価基準の策定

- 専門工事業団体は評価基準を策定する。
- 評価の対象は、CCUSの事業者登録を行った専門工事企業等とする。

【一覧表】

認定年度	都道府県	業種	企業名	施工能力	問い合わせ先	HPアドレス
20●●年度	北海道	鉄筋工事業	○○○(株)	☆☆☆☆	x-x-x-x-x	.....
			●●●(株)	☆☆☆☆	x-x-x-x-x	.....
20●●年度	北海道	鉄筋工事業	■■■(株)	☆	x-x-x-x-x	.....

公表 ☆～☆☆☆☆により評価

**CCUS**

**技能者情報**

- 経験
- 知識・技能
- マネジメント能力

**事業者情報**

- 建設業許可情報
- 財務状況
- 取引先
- 社会保険加入状況

CCUSと連携した、見える化システムを構築・活用

項目	共通評価内容	選択評価内容
<b>基礎情報</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業許可の有無</li> <li>建設業の許可年数</li> <li>財務状況等</li> <li>社員数</li> <li>団体加入</li> </ul>	<p>業種ごとに設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設機械の保有状況</li> <li>登録基幹技能者の有無</li> <li>2次下請企業を含めた動員力</li> <li>表彰実績の有無</li> </ul> <p>等</p>
<b>施工能力</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設技能者の人数（キャリアアップカードの保有者数、レベル等）</li> <li>施工実績</li> </ul>	
<b>コンプライアンス</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>処分歴</li> <li>コンプライアンスの取組</li> <li>社保加入状況</li> </ul>	

項目区分	項目	申請内容（イメージ）
<b>基礎情報</b> ☆☆☆☆	建設業許可の有無	建設業法上の建設業許可 有
	建設業の許可年数	○○年
	財務状況等	○○指標 取引銀行；△△銀行○○支店 取引先；●●建設、▼▼工務店
<b>施工能力</b> ☆☆☆☆	社員数	○○名（直用）
	専門工事業団体加入	専門工事業団体に加入
	建設技能者の人数	キャリアアップカードの保有人数 ○○名 レベル1-○○名 動員力 ○○名
<b>コンプライアンス</b> ☆☆☆☆	施工実績	■●病院、□○ビル
	建設業法の法令遵守、労働基準関係法令違反の状況	建設業法による監督処分、労働基準関係法令違反 無
	社会保険加入状況	雇用保険、健康保険、年金保険 加入